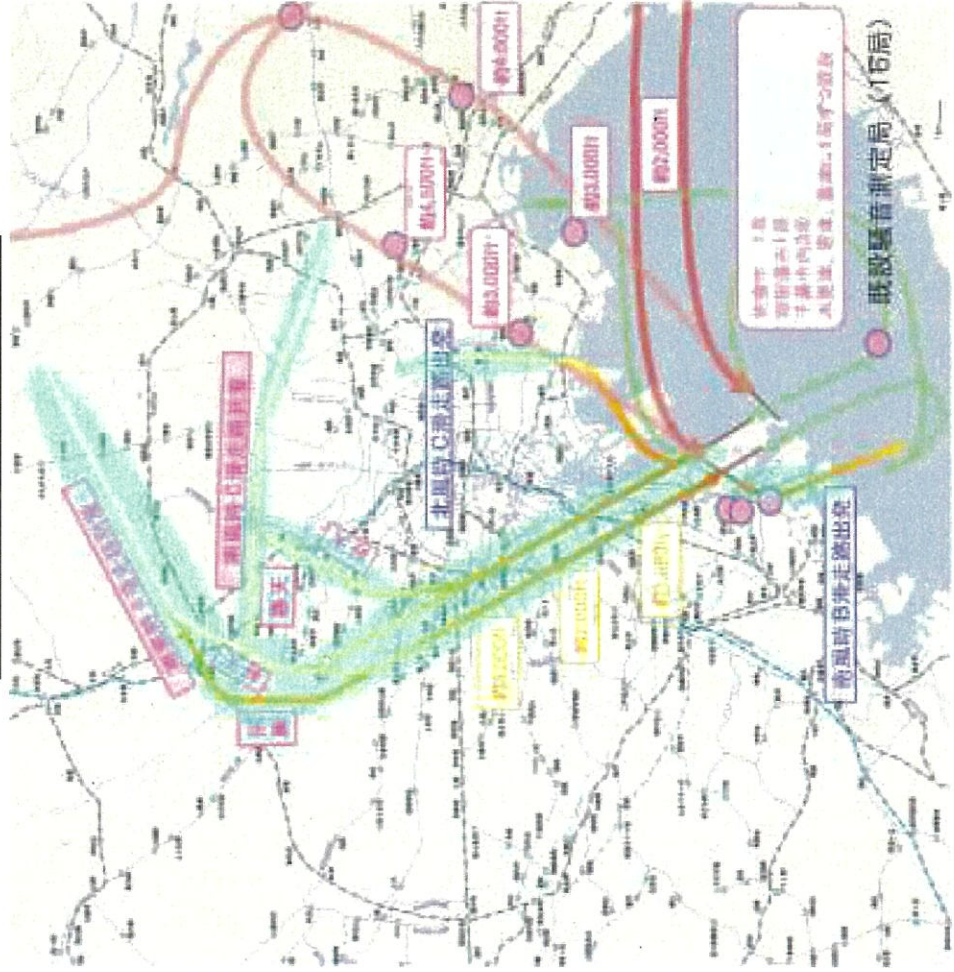
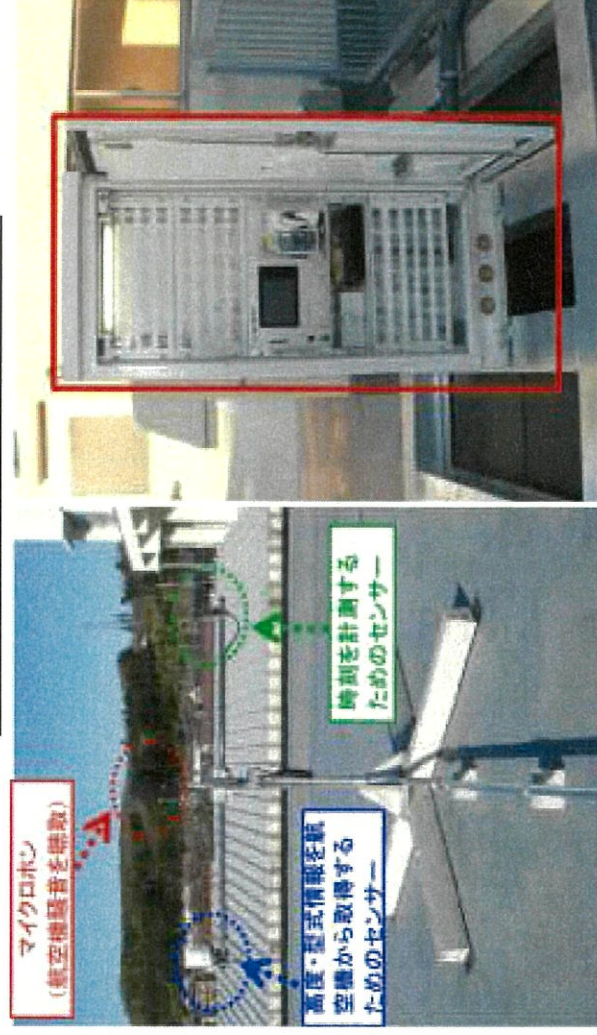


- 騒音の実態把握や情報提供のため、航空機の騒音を常時モニタリングする騒音測定局について、既設の16の測定局に加え、新たな飛行経路下に増設を計画。
- きめ細やかな情報提供に関する地元要望を受け、**10局の当初増設計画に加え、さらなる増設を計画**。また、ハミングバード廃止に伴う移設を予定。
- 設置箇所について、現行飛行経路並みの広範な地域への対応及び好天時と悪天時の両飛行経路の設定等を考慮しつつ選定し、事業を進めているところ。

騒音測定局の配置イメージ



騒音測定局(屋上設置イメージ)



- 設置箇所については、騒音測定に適した場所(※)についての調査を実施した後、地元自治体とも調整の上決定する。
- ※ 騒音測定に適した場所とは、航空機騒音・測定マニュアルに基づき、暗騒音の影響や周辺建築物(反射音等の影響)を評価した上で選定するもの。

住民説明会(第3フェーズ)の開催(2017年1月~5月)

第3フェーズ

【環境影響等に配慮した方策等】

機能強化の必要性、実現方策に加え、「環境影響等に配慮した方策」について、丁寧な情報提供を行い、ご意見を伺った。

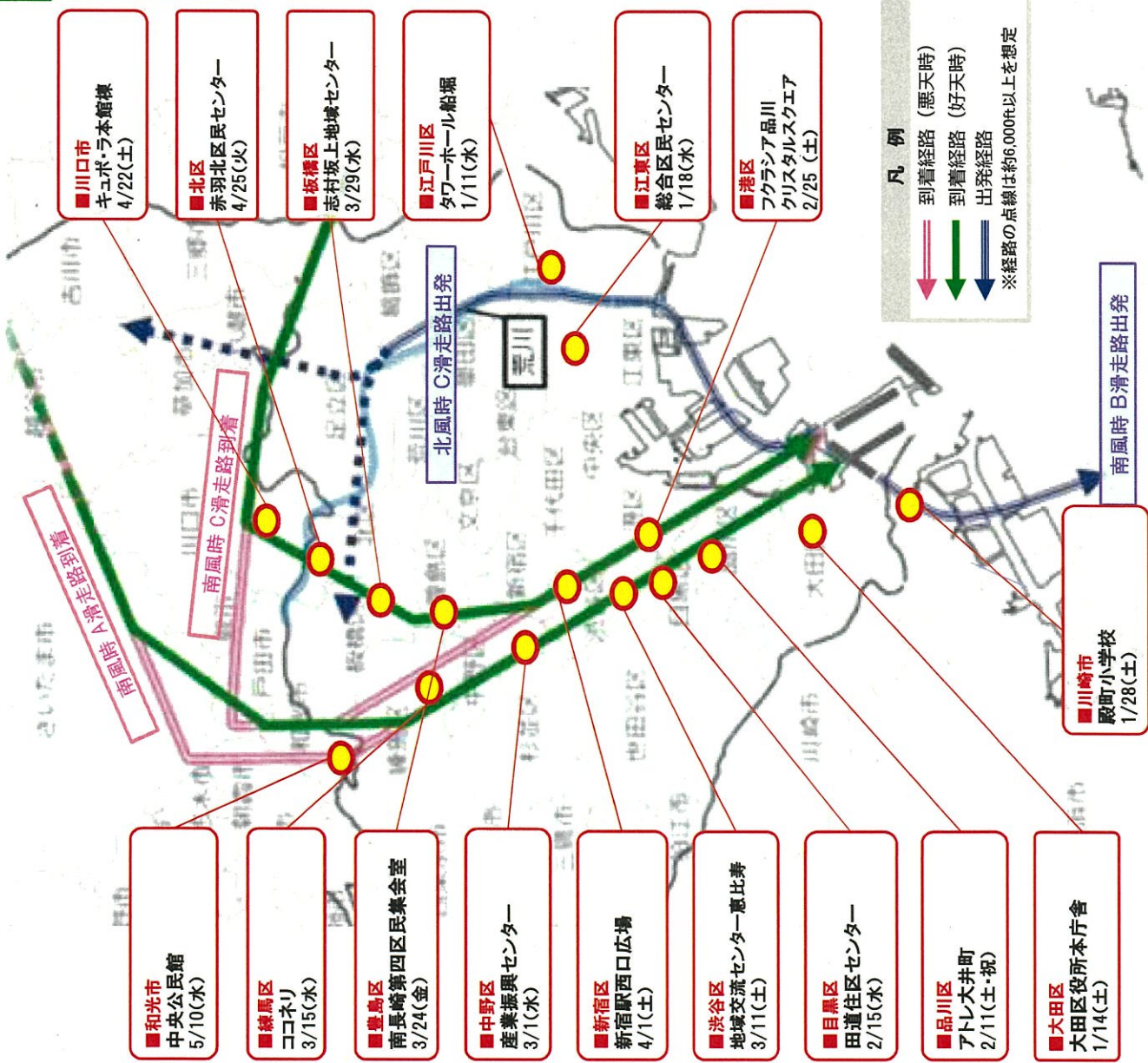
第3フェーズでの新たな情報提供内容

- 「環境影響等に配慮した方策」及びその進捗(騒音対策、安全・落下物対策)等

日程:2017年1月11日~5月10日

1都2県の16会場で全16日間

来場者数:約2,300名



<説明会の様子>

住民説明会(第4フェーズ)の開催(2017年11月～2018年2月)

第4フェーズ

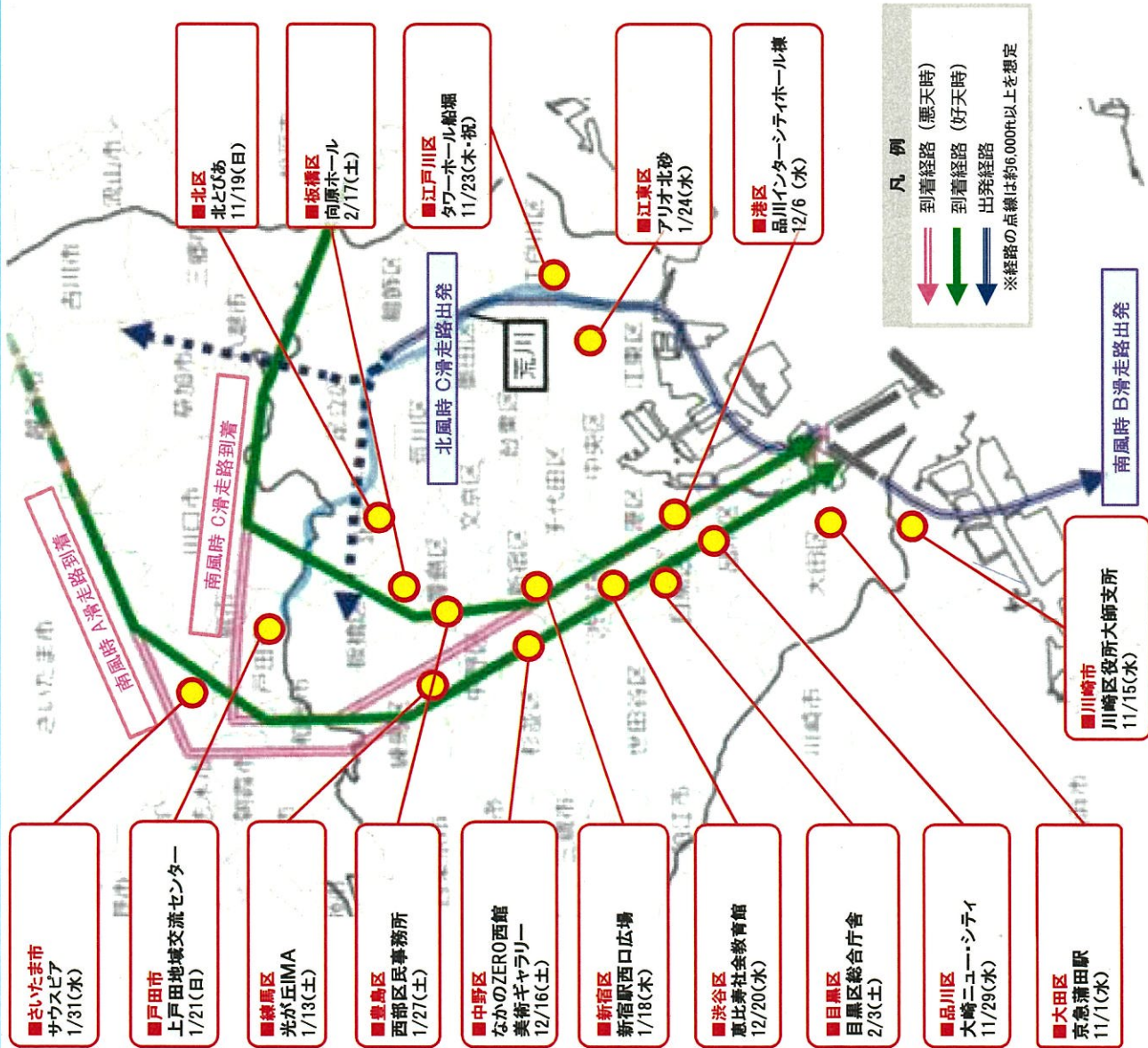
【環境影響等に配慮した方策等】
 第3フェーズに引き続き、機能強化の必要性、実現方策に加え、「環境影響等に配慮した方策」の進捗について、丁寧な情報提供を行い、ご意見を伺った。

第4フェーズでの新たな情報提供内容

- 着陸経路上の新飛行経路の旋回部分(カーブ部分)での航空機が通過する幅
- 落下物対策の検討状況

等

日程:2017年11月1日～2018年2月17日
 1都2県の16会場で全16日間
 来場者数:約3,400名



<説明会の様子>

住民説明会(第5フェーズ)の開催(2018年12月～2019年2月)

第5フェーズ

【寄せられた関心事・疑問に対する説明等】
引き続き、機能強化の必要性、実現方策等に加え、寄せられた知りたいこと、疑問に思っていることについてお答え。

第5フェーズでの新たな情報提供内容

- ・航空機の見え方CG
- ・新飛行経路運用開始までのプロセス
- ・出発経路上の航空機が通過する幅
- ・新飛行経路の側方地点や到着経路に挟まれた場所での騒音イメージ

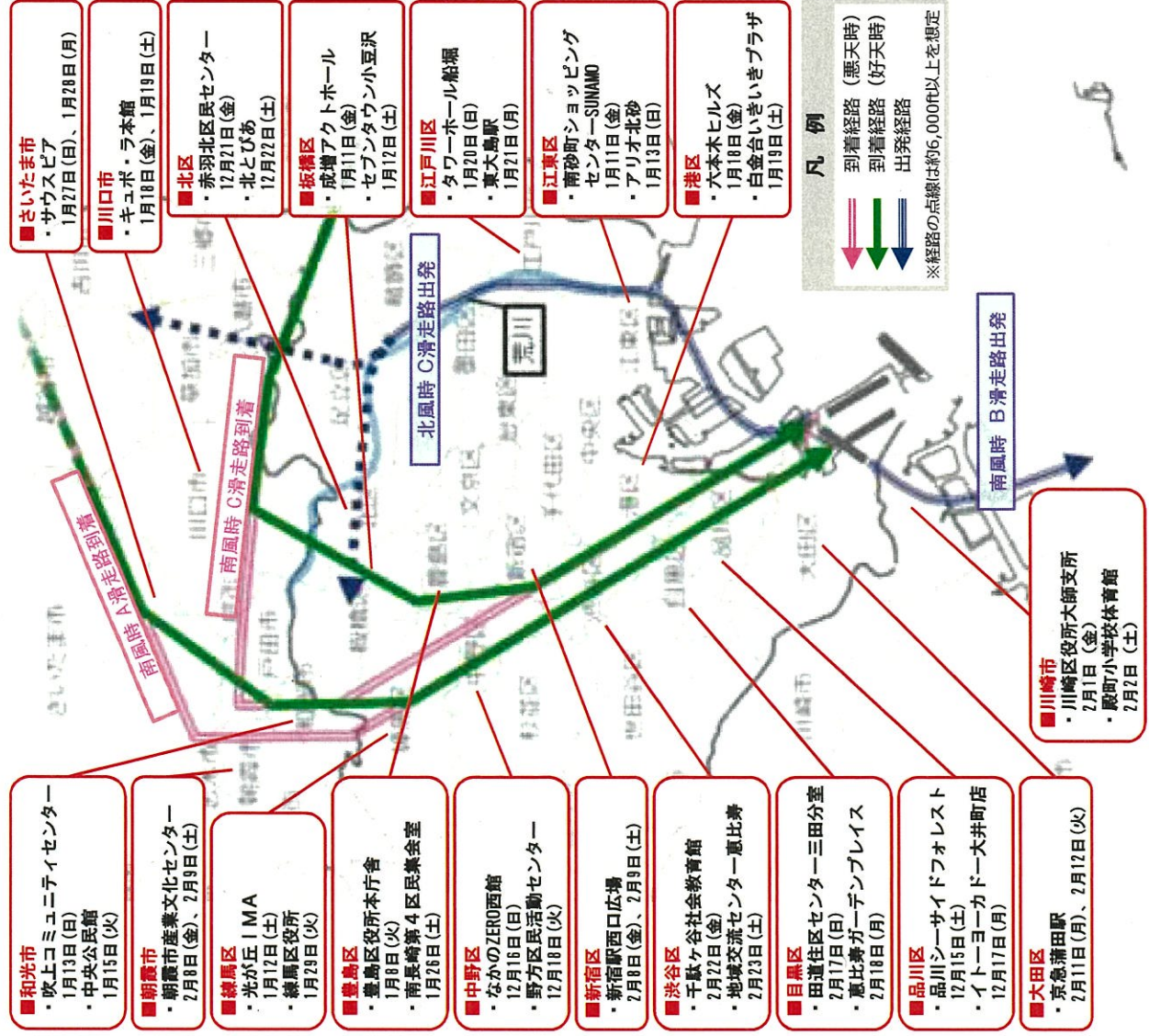
※ 住民説明会を実施する地域ごとに、開催時期に合わせ新聞折り込みチラシを用いた開催案内・経路図の周知等を実施(約260万部)。

日程: 2018年12月14日～2019年2月23日

1都2県の31会場で全36日間

※ 1区市当たり土日・平日の計2回ずつ実施

来場者数: 約11,100名

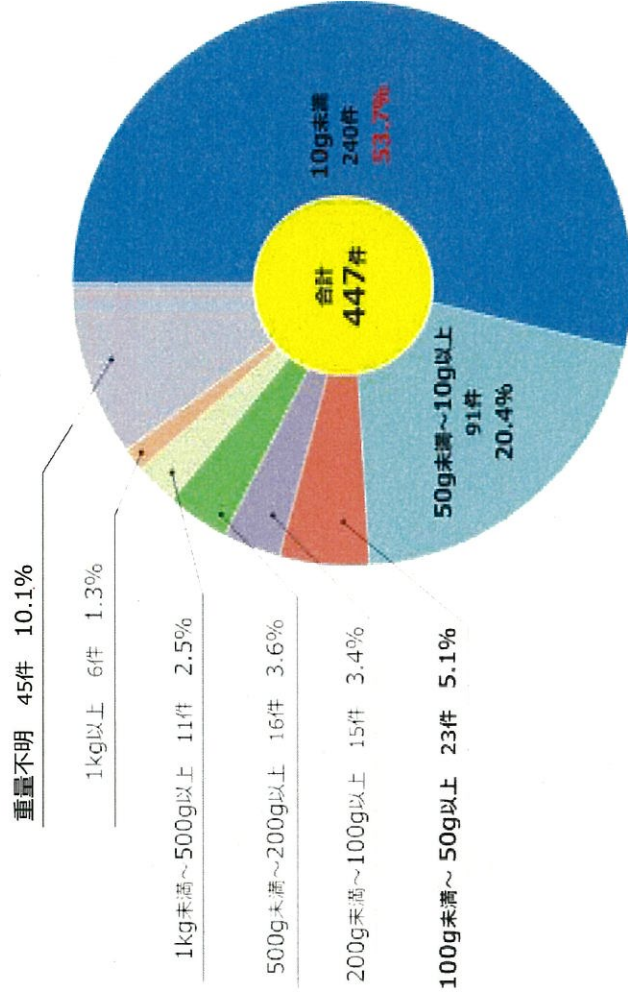


＜住民説明会の様子＞

○ 2017年11月、国際線が多く就航する空港について、外国航空会社も含めた全てのエアラインから航空機の部品欠落情報が報告されるよう、報告制度を拡充。

部品欠落情報の重量別内訳

2017年11月の制度拡充から2018年10月末の間で報告された欠落部品の総計は447件。その多くは100g未満、半数以上は10g未満。



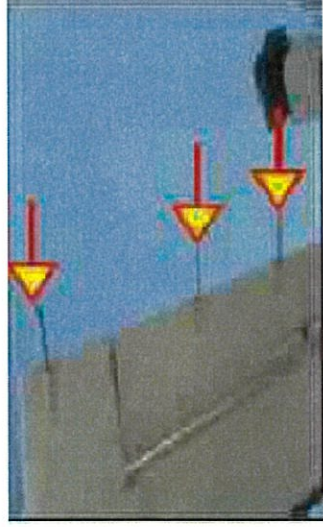
※部品欠落：空港到着後の機体チェック等で部品が無くなっていることが確認されたもの
 落下物：落下した部品又は氷塊が空港以外の場所で発見されたもの

部品欠落の例

リベット (留め具)



スタティックディスプレイチャージャー (放電索)



シール



この部分が欠落

- 有識者や実務者等の関係者が一堂に会した「**落下物防止等に係る総合対策推進会議**」における
2018年3月のとりまとめを受け、落下物対策を充実・強化。
- 今後も、関係者が一丸となって、**落下物対策を充実**。

未然防止策の徹底

「落下物防止対策基準」の策定（新規）

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社に、落下物防止対策の事業計画への記載を義務づけ

- ・航空法施行規則の改正（2018年8月） 通達発出（2018年9月）
- ・施行：本邦社（2019年1月15日）、外航社（2019年3月15日）



あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底

- ① **対策事例をまとめた「落下物防止対策集」を作成（新規）**
・作成・公表（2018年1月）
- ② 内外の航空会社に対して未然防止策を徹底



ICAO101において周知（2018年6月8日）

駐機中の機体チェックの強化

- ① 外国航空機に対する検査を羽田空港、成田空港に重点化
- ② 空港管理者による新たな子エック体制の構築
 - ・成田空港では2017年3月から、羽田空港では2019年3月から運用開始（航空機検査官が対応）
 - ・検査官のノウハウを活用し、検査実施者と補助要員から構成されるチームを編成し、月100機程度の機体チェックを実施。

事案発生時の対応強化

補償等の充実（新規）

- ① 被害者救済制度の拡充
 - ・羽田乗り入れ便への加入の義務化（60%→100%に引き上げ）
 - ・全国の空港への横展開
- ② 補償費立替えの枠組みを構築
- ③ 見舞金制度の創設

- ・航空法施行規則の改正・公布（2018年8月）
- ・所要の要領等作成済み
- ・運用開始：2019年夏ダイヤ（2019年3月30日）

航空会社に対する処分等

落下物の原因者である航空会社（本邦社及び外航社）に対して処分等を行う。航空機の整備や落下物防止対策基準の遵守状況等を踏まえ措置する。

- ・本邦社：落下物事案にも適用される処分基準を策定（2018年3月）
- ・外航社：本邦社に準ずる内容で対応

情報収集・分析の強化

- ① 落下物情報の収集強化（空港事務所、警察）
 - ・落下物処理要領を策定（2017年6月）
- ② 落下物認定の確度向上のための技術力向上
 - ・水塊の成分分析の精度向上
- ③ 外航社を含めた部品脱落の報告制度の拡充
 - ・羽田についても報告制度の対象とAIPIに掲載（2017年11月）

- 2018年9月に、落下物防止対策基準を制定・公布
- 2019年1月15日に本邦航空会社、同3月15日に日本に乗り入れる外国航空会社に落下物防止対策基準が義務化

基準の位置付け

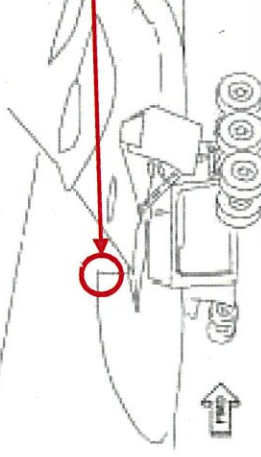
- 航空会社は、航空法に基づき、事業計画を提出
→ 国は、提出された計画を審査し、基準に適合する場合には、事業許可を与える
→ 航空会社には事業計画を遵守する義務
- 事業計画の記載事項に落下物防止対策を追加
するよう、関連法令を平成30年8月に改正
→ 航空会社は、事業計画に基づき、落下物防止対策基準に適合する対策の実施が義務付けられる
- 落下物防止対策は国際基準にもなく、世界的に類を見ない我が国独自の基準

基準の適用対象

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社

基準の内容

- 落下物防止対策として、ハード・ソフトの双方の観点から対策を新たに義務付け
【ハード面】 機体の改修等
【ソフト面】 整備・点検の実施、教育訓練、部品脱落・氷塊落下が発生した場合の原因究明・再発防止の検討体制の構築等



【ハード面の対策例】
機体の改修



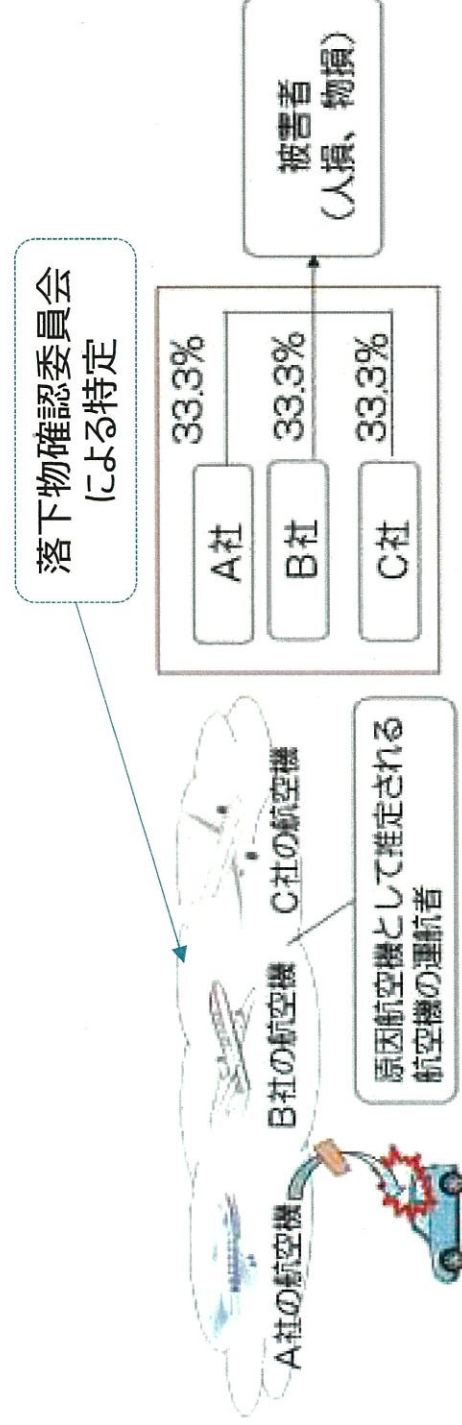
【ソフト面の対策例】
整備・点検の実施

基準の適用スケジュール

- 本邦航空会社：2019年1月15日より適用
- 外国航空会社：2019年3月15日より適用

- 落下物被害の原因者を一に特定出来ない場合に原因航空機と推定される航空機の使用者により連帯して補償する制度(被害者救済制度)を拡充。航空会社に対して加入を義務化。
- 速やかな被害者救済の実現等のため、羽田空港の離着陸機による落下物被害に係る修繕等の費用を立て替える制度を創設。
- 被害に対する賠償とは別に、落下物に起因する物損等の被害に対する見舞金制度を創設。
- 上記については、2019年3月30日より開始。

被害者救済制度の適用イメージ



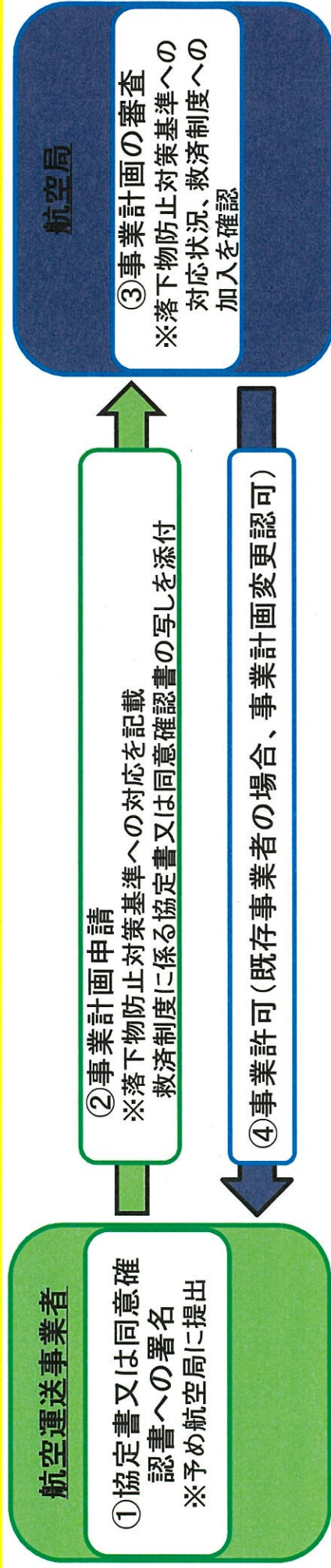
《落下物確認委員会構成員》

- ・地方航空局空港部長
- ・空港事務所長
- ・運航者代表 (本邦社、外航社)
- ・保険会社代表



航空運送事業者（本邦・外航）の場合

- ✓ 本邦・外航とも救済制度に係る協定又は同意確認書の提出がない場合、事業許可（既存事業者の場合、事業計画変更認可）されない。
- ✓ 本邦・外航ともに事業計画が落下物防止対策基準へ対応していない場合、事業許可（既存事業者の場合、事業計画変更認可）されない。



その他の空港使用者の場合

- ✓ 空港を使用するためには、救済制度に係る同意確認書への署名が必要。



※航空機落下物被害者救済制度 ……落下物原因航空機が特定できない場合、可能性のある複数社で補償する制度
 ※協定書 ……航空機落下物被害者救済制度の加入義務化に際し、航空局及び特定本邦航空会社が署名し発効するもの。
 ※同意確認書 ……特定本邦航空会社以外が、協定の内容を確認し、同意したことを示すもの。

落下物防止に向けた航空会社の取組

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社は、2018年9月に制定した「部品等脱落防止措置に関する技術基準（落下物防止対策基準）」に従って、落下物に関する情報の収集・分析・評価、機体の改修・整備・点検の実施、教育訓練を行い、落下物防止に取り組んでいる。

具体的な取り組みの事例

情報の収集・分析・評価

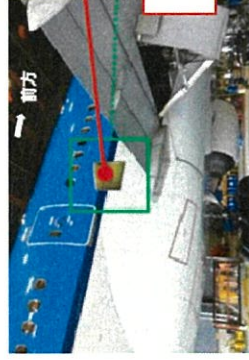
- ・ 自社の落下物事例に加え、メーカーや他社からの落下物情報についても幅広く収集し分析。
- ・ 世界中の部品脱落の状況について広く情報入手するとともに、メーカーに対し対策強化を求めること等を目的に、メーカー、航空局、航空会社（外航を含む。）が一同に会する部品脱落対策会議を定期的に開催。



部品脱落対策会議の様子

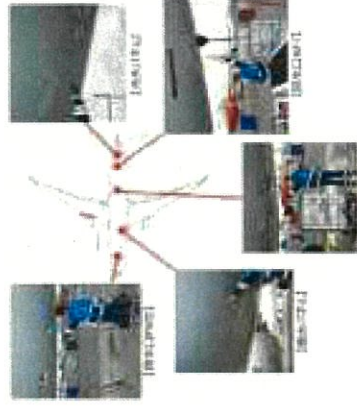
機体の改修・整備・点検

- ・ 落下物防止対策基準に基づき、メーカーで開発された改良型部品への交換を実施。



- ・ グランドハンドリングのスタッフ

に対し、氷塊の落下防止のために注意すべき項目をマニュアル化し、点検を徹底。



教育訓練の徹底

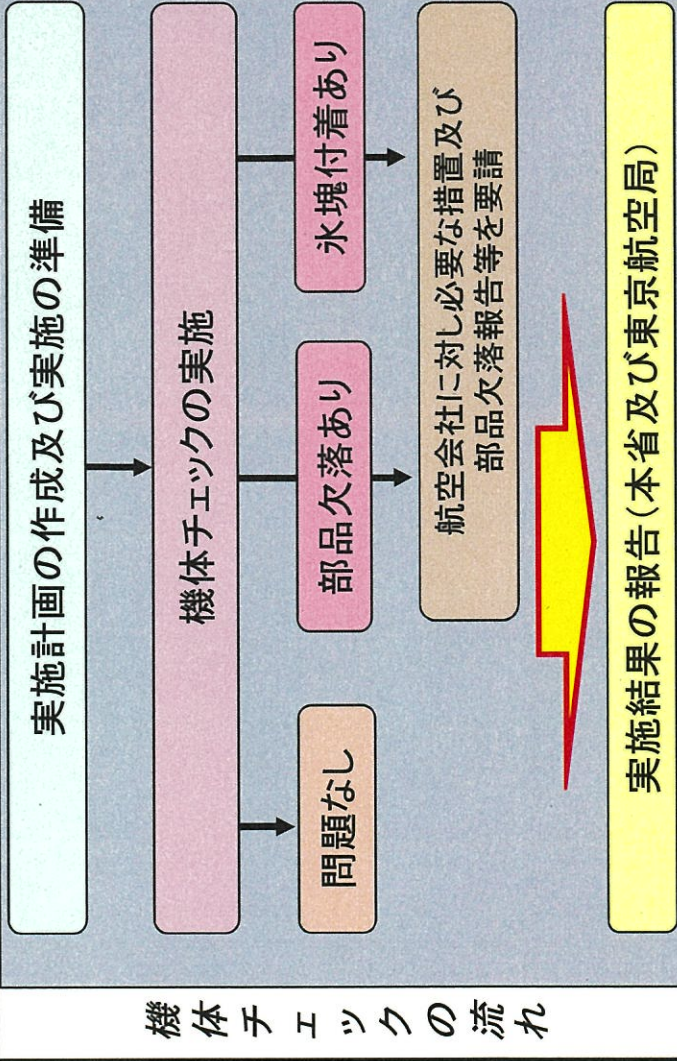
- ・ 落下物防止対策に関する教育訓練・啓発ビデオを用いて、社員の教育訓練を実施。
- ・ 脱落しやすい部品のポスターを掲示し、整備士等に注意喚起。



- 羽田空港において、2019年3月から空港管理者として、到着便に対する機体チェックを開始。
- 実施体制は、航空機の機体に精通した職員（航空機検査官職種）を配置し実施。
- 実施対象機は、羽田空港に到着する全ての定期便等を対象に実施。

【機体チェック実施のポイント】

- ・ 機体の胴体・主翼（エンジン含む）・脚などに航空機部品の欠損や氷塊付着などがないか、チェック項目を基に点検を実施。
- ・ 蓄積された部品欠落・氷塊付着情報のデータ・分析及び機種や部位ごとの傾向等を踏まえ、機体チェックの実施。



チェック項目	
胴体	1 パネル、シール 2 アンテナ、ドレインマスト 3 ボルト、ネジ、ナット など 4 避雷針
脚	1 ライト、レンズカバー 2 タイヤ、ブレーキ、支柱部 3 タクト (配管) 4 ボルト、ネジ、ナット など
主翼 (エンジン含む)	1 ライト、レンズカバー 2 パネル、シール 3 ボルト、ネジ、ナット など 4 避雷針
尾翼	1 パネル、シール 2 ボルト、ネジ、ナット 3 避雷針 など



実施結果の報告(本省及び東京航空局)

オープンハウス型の住民説明会に加え、情報提供手法の一つとして、要請があった関係自治体と相談のうえ、地域説明会等を開催。

地域説明会等の実績

2015年以降、地域住民を対象とした説明会や町会長会議での説明など、地域の要請に応じた様々な手法で地域説明会等を実施。

※様々な手法の例

- ・地域住民を対象とした説明会
- ・地元協議会・町会長会議での説明

など

各区での実績(2019年6月末時点)

【地域住民を対象】

大田区	品川区	港区	目黒区	渋谷区	新宿区	中野区	豊島区	練馬区	板橋区	北区	江東区	江戸川区	川崎市	合計
5回	19回	15回	1回	6回	8回	1回	4回	2回	6回	3回	1回	20回	2回	93回

【地元協議会等】

大田区	品川区	渋谷区	豊島区	北区	川崎市	合計
23回	11回	1回	5回	1回	26回	67回

(参考)第5フェーズ以降に開催した地域住民を対象とした地域説明会等(1/2) 国土交通省

開催日	開催地	会場
12/20(木)	大井第一地域 (品川区)	南大井文化センター
1/10(木)	八潮地域 (品川区)	八潮学園
1/17(木)	大井第二地域 (品川区)	山中小学校
1/22(火)	品川第二地域 (品川区)	城南小学校
1/23(水)	中央地域 (江戸川区)	総合文化センター
1/24(木)	恵比寿地域 (渋谷区)	地域交流センター恵比寿
1/30(水)	葛西地域 (江戸川区)	葛西区民会館
1/31(木)	角筈地域 (新宿区)	角筈地域センター
2/4(月)	柏木地域 (新宿区)	柏木地域センター
2/5(火)	小松川地域 (江戸川区)	小松川区民会館
2/6(水)	葛西地域 (江戸川区)	清新町コミュニティ会館
2/7(木)	千駄ヶ谷・神宮前地域 (渋谷区)	千駄ヶ谷社会教育館
2/8(金)	品川第一地域 (品川区)	台場小学校

開催日	開催地	会場
2/6(水)	東部地域 (江戸川区)	東部区民会館
2/7(木)	新橋・氷川(一部)地域 (渋谷区)	恵比寿社会教育館
2/13(水)	本町・笹塚地域 (渋谷区)	つばめの里・本町東
2/14(木)	大崎第一地域 (品川区)	第三日野小学校
2/15(金)	上原・西原・初台地域 (渋谷区)	YCC代々木八幡コミュニティセンター
2/19(火)	大向・氷川(一部)・その他 地域 (渋谷区)	商工会館
2/20(水)	芝地域 (港区)	みなと保健所 8階会議室
2/21(木)	大崎第二地域 (品川区)	三木小学校
2/21(木)	大井第三地域 (品川区)	大井第一小学校
2/25(月)	麻布地域 (港区)	麻布区民協働スペース
2/27(水)	赤坂地域 (港区)	赤坂区民センター
2/28(木)	高輪地域 (港区)	高輪区民センター
2/28(木)	芝浦港南地域 (港区)	男女平等参画センター (リーブラホール)

(参考)第5フェーズ以降に開催した地域住民を対象とした地域説明会等(2/2) 国土交通省

開催日	開催地	会場	開催日	開催地	会場
5/15(水)	荏原第五地域 (品川区)	戸越小学校	6/5(水)	大谷口地域 (板橋区)	大谷口地域センター
5/20(月)	落合第一地域 (新宿区)	落合第一地域センター	6/6(木)	成増・赤塚地域 (板橋区)	成増アクトホール
5/21(火)	落合第二地域 (新宿区)	落合第二地域センター	6/7(金)	豊島区 赤羽北・浮間・桐ヶ丘・ 赤羽台・その他地域 (北区)	千早地域文化創造館 多目的ホール 赤羽北ふれあい館
5/23(木)	荏原第三地域 (品川区)	荏原第三地域センター	6/9(日)	中野区	中野区役所
5/27(月)	光が丘地域 (練馬区)	光が丘区民ホール	6/10(月)	常盤台・前野地域 (板橋区)	前野ホール
5/29(水)	大田区	萩中集会所	6/12(水)	赤羽北・浮間・桐ヶ丘・ 赤羽台・その他地域 (北区)	桐ヶ丘郷小学校
5/30(木)	荏原第四地域 (品川区)	荏原第四地域センター	6/13(木)	荏原第二地域 (品川区)	荏原第二地域センター
5/31(金)	豊島区	椎名町小学校	6/17(月)	志村地域 (板橋区)	志村コミュニティホール
6/2(日)	大田区	大田区役所本庁舎	6/19(水)	三田地域 (目黒区)	三田フレンズ
6/3(月)	大田区	大田区役所本庁舎		亀戸・大島・砂町地域 (江東区)	東大島文化センター
6/4(火)	練馬地域 (練馬区)	ココネリ			
	荏原第一地域 (品川区)	荏原第一地域センター			

(2019年6月末時点) 全49回、約2,800人が来場



マスメディア等を活用した広報活動

- オープンハウス型住民説明会、特設ウェブサイト「羽田空港のこれから」に加え、羽田空港における常設型情報発信拠点の設置、移動型情報発信拠点を活用した地元自治体での情報発信を実施。
- 更に、専用のコールセンターを設置するとともに、以下の広報媒体で情報発信を行ってきたところ。

【2018年度の実績】

○新聞への記事掲載(2018年7月)



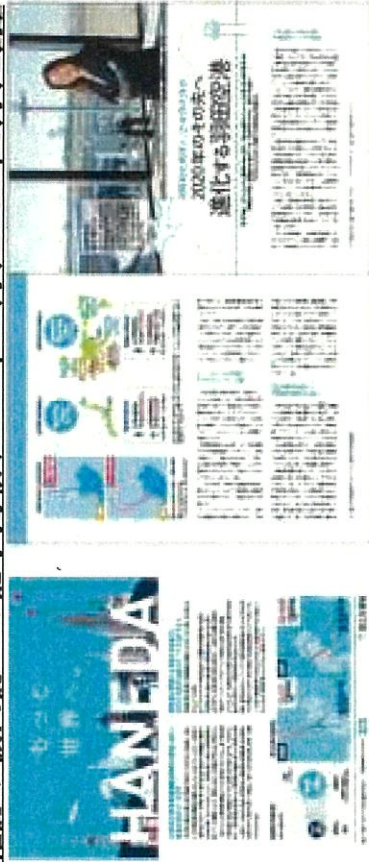
朝日新聞(全国版) 発行部数 625万部

○新聞広告 (2018年12月)



主要6紙(朝日、毎日、読売、日本経済、産経、東京) 計 約1270万部

○雑誌や機内誌への記事掲載(2018年10月、2019年1月、2月)



AERA 発行部数 4.8万部

○電車内の動画・窓上広告の実施(2018年11月)



推定利用者数
JR東日本(首都圏) 約1200万人/日
東京メトロ 約740万人/日

○ラジオ放送における情報発信 (2018年10月～12月、2月)



国土交通省や航空会社の職員が、全13回の放送を通じて様々な切り口から羽田空港機能強化の必要性、環境対策や落下物等安全対策について説明

文化放送 くにおるジャパン 該当コーナー(10月～12月) 延べ聴取者数 約275万人

東京FM 該当番組 推定聴取者数 約22万人

○新聞折込チラシによる広告(2018年12月)

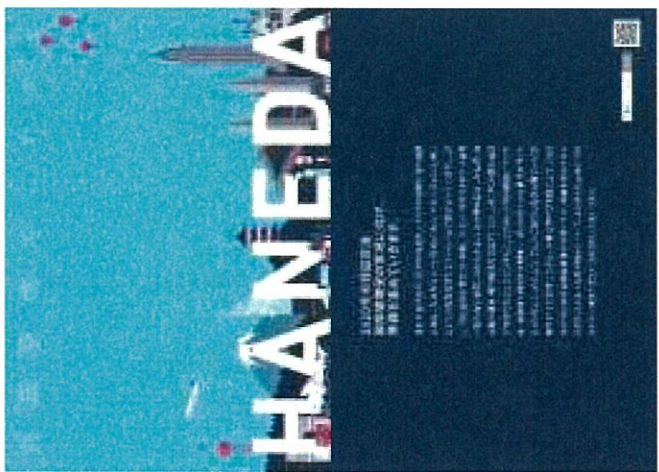


住民説明会(第5フェーズ)を実施する地域ごとに、開催時期に合わせて新聞折り込みチラシを用いた開催案内・経路図の周知等を実施。

新聞折込実施数 19区市 約260万部
(大田区、品川区、港区、目黒区、渋谷区、新宿区、中野区、34 豊島区、板橋区、北区、練馬区、江戸川区、江東区、川口市、和光市、さいたま市、川崎市、藤沢市、戸田市)

様々な手法による広報活動

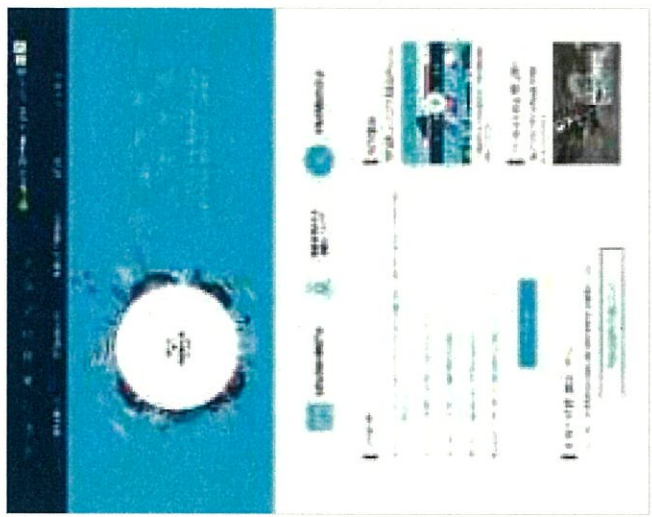
○パンフレット



○FAQ冊子



○OHPでの広報



○ニュースレター



○情報発信拠点の設置



航空セキュリティ向上に向けた取組例

- 「テロに強い空港」を目指し、ボディスキャナーをはじめ、先進的な保安検査機器（爆発物自動検知機器等）の導入を推進することにより、航空保安検査の高度化を図る。
- 具体的には、先進的な保安検査機器については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの導入を推進。特にボディスキャナーについては、2019年ラグビーワールドカップ日本大会開催までの整備完了を目指す。
- また、高性能X線検査装置等の導入に伴い必要となるターミナル改修への補助を実施。

先進的な保安検査機器

ボディスキャナー



現行の接触検査に代わるものとして、自動的に非接触で人体表面の異物を検知する装置

高性能X線検査装置



機内手荷物用



受託手荷物用

機内持込・受託手荷物のX線検査機器のうち、爆発物を自動的に検知するシステム

先進的な保安検査機器の整備費について、羽田空港では実質100%を補助。

ETD（蒸散痕跡物等利用爆発物検査装置）



液体爆発物検査装置



テロ等の脅威に備え、保安検査の一層の厳格化を図りつつ、検査の円滑化も確保し、航空セキュリティを向上させる。

羽田空港機能強化に向けた追加対策

- 羽田空港の機能強化にあたっては、更なる騒音対策の強化を求め、声が強まっております、低騒音機への代替促進が求められているところ。
- 羽田空港の国際線の着陸料体系について、2017年4月より重量と騒音の要素を組み合わせた料金体系へ見直しを行ったところであるが、高騒音機材の単価を更に引き上げ、低騒音機材の単価を更に引き下げること、一層の低騒音機材の利用促進を進める。

【従来】(～2017年3月)

(最大離陸重量 t) × 2,400円

【現行】(2017年4月～)

(最大離陸重量 t) × 2,600円 + (騒音値 - 83) × **3,400円**

【再見直し】

(2020年2月目途(関係機関との調整後))

a. 騒音値が98以上の機材

(騒音値 - 83) × **6,100円** ← 約80%引き上げ

b. 騒音値が97の機材

(騒音値 - 83) × **5,100円** ← 50%引き上げ

c. 騒音値が95以上96以下の機材

(騒音値 - 83) × **3,400円** ← 据え置き

d. 騒音値が94以下の機材

(騒音値 - 83) × **2,000円** ← 約40%引き下げ

騒音値が98以上の機材の例

B747-8、B747-400 等

騒音値が97の機材の例

B777-300ER 等

騒音値が94以下の機材の例

B787-8、A350-900 等

※騒音値の例はあくまで一例。同じ機種でも機材毎に騒音値は異なる。

※最大離陸重量：航空機の機種ごとに定められたその航空機の離陸時にとり得る重量の最大値

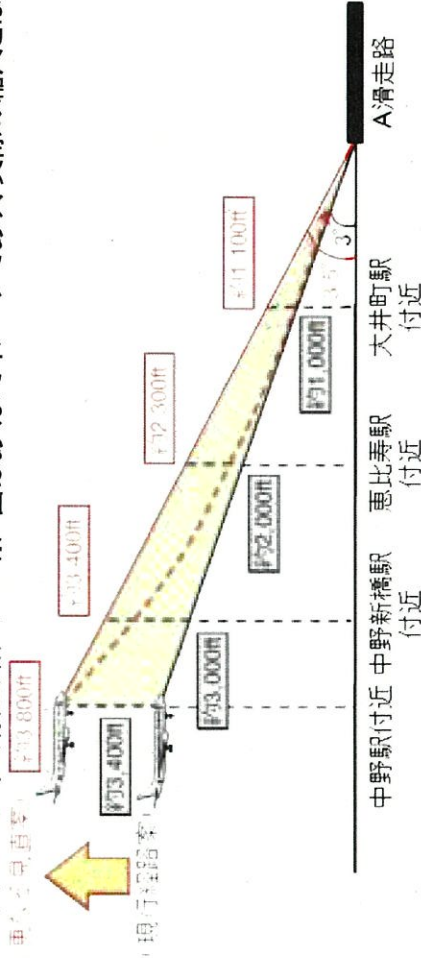
※騒音値：離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値。

新到着経路の降下角の引き上げ

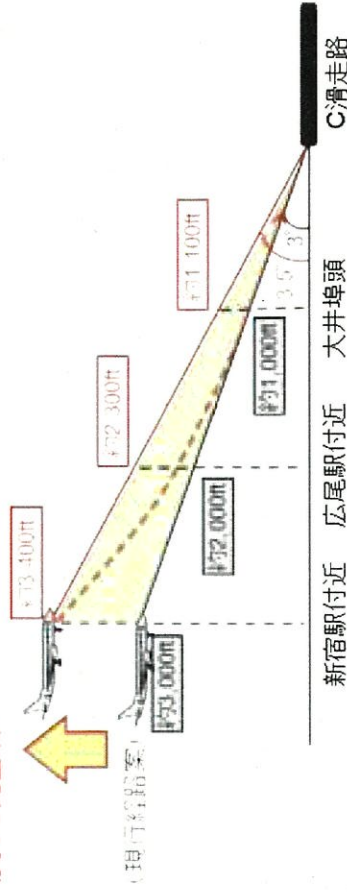
○ 南風好天時の新到着経路の降下角を 3° から 3.5° に出来る限り引き上げることによって、飛行高度の引き上げ、騒音影響の低減を図る。

■ 飛行高度の更なる引き上げ

<イメージ(A滑走路)> ※ 図はあくまでイメージであり、実際の縮尺とは異なる。

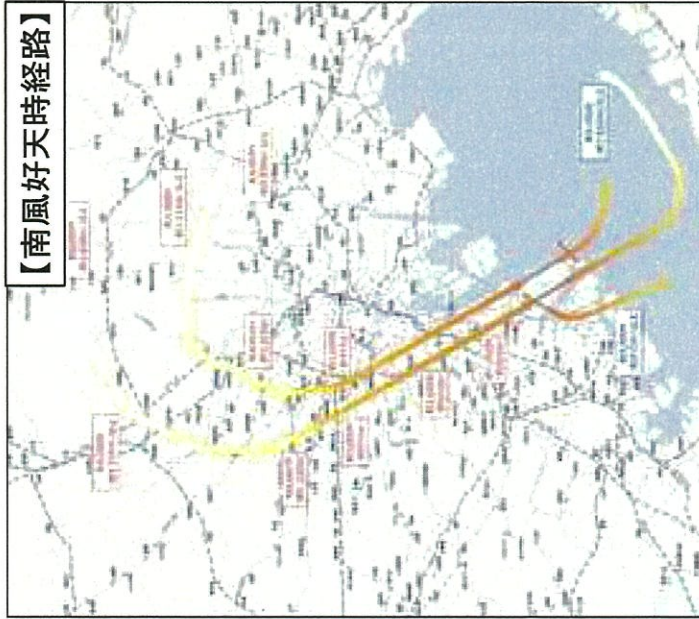


<イメージ(C滑走路)>
(更なる見直案)



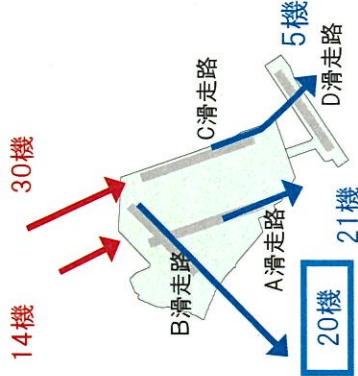
※ 気象条件等により、上図点線のような飛行となる場合もある。

※ 飛行高度の引き上げを安定的に実現するため、航空保安施設の整備に関する調整を実施。



○新飛行経路のうちB滑走路から西向離陸する経路については、環境影響に配慮した方策をとることとし、地元自治体の要望を踏まえ、長距離国際線の制限、機材制限、騒音軽減運航方式等の導入を行う。

新飛行経路案(南風時)



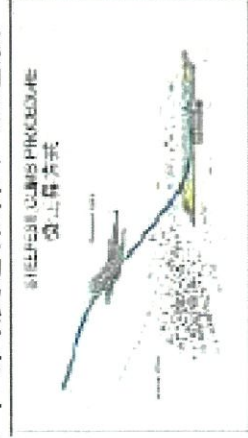
南風運用の割合
約4割(年間平均)
運用時間
15:00~19:00
(実質3時間)



騒音軽減運航方式等

■急上昇方式

フラップの揚力をできる限り活用することによって、可能な限り早く高度を確保する運航方式を導入する。



■可能な限り早期の旋回開始

できるだけ早く旋回を開始することにより、住宅地の騒音を低減する。

運用制限

■長距離国際線の制限

羽田空港からの距離が6,000km程度以内の路線とする。ただし、当該距離制限を超える路線については、別途指定する低騒音機材に限り運航を認める。

(参考) 2019年夏ダイヤで羽田空港に就航している国際定期路線を対象として空港毎に距離(概数)を集計

地域	国	都市	空港間の距離 (km)
韓国		ソウル(金浦)	1,180
		ソウル(仁川)	1,210
		上海(浦東)	1,735
中国		上海(虹橋)	1,775
		天津	2,015
		北京	2,090
		広州	2,885
台湾		香港	2,900
		台北(桃園)	2,120
		台北(松山)	2,095
フィリピン		マニラ	2,995
		ハノイ	3,660
ベトナム		ホーチミン	4,325
		バンコク	4,590
シンガポール		シンガポール	5,300
		クアラルンプール	5,350
インドネシア		ジャカルタ	5,780

地域	国	都市	空港間の距離 (km)	
オセアニア	オーストラリア	シドニー	7,820	
中東	アラブ首長国連邦	ドバイ	7,935	
	カタール	ドーハ	8,255	
	オーストリア	ウィーン	9,140	
欧州	ドイツ	フランクフルト	9,360	
		ミュンヘン	9,360	
	イギリス	ロンドン	9,590	
フランス		パリ	9,700	
		アメリカ	ホノルル	6,190
		(ハワイ州)	コナ	6,450
太平洋北米	アメリカ	サンフランシスコ	8,285	
		ロサンゼルス	8,810	
		ミネアポリス	9,605	
		シカゴ	10,125	
カナダ		ニューヨーク	10,875	
		バンクーバー	7,560	
		トロント	10,345	

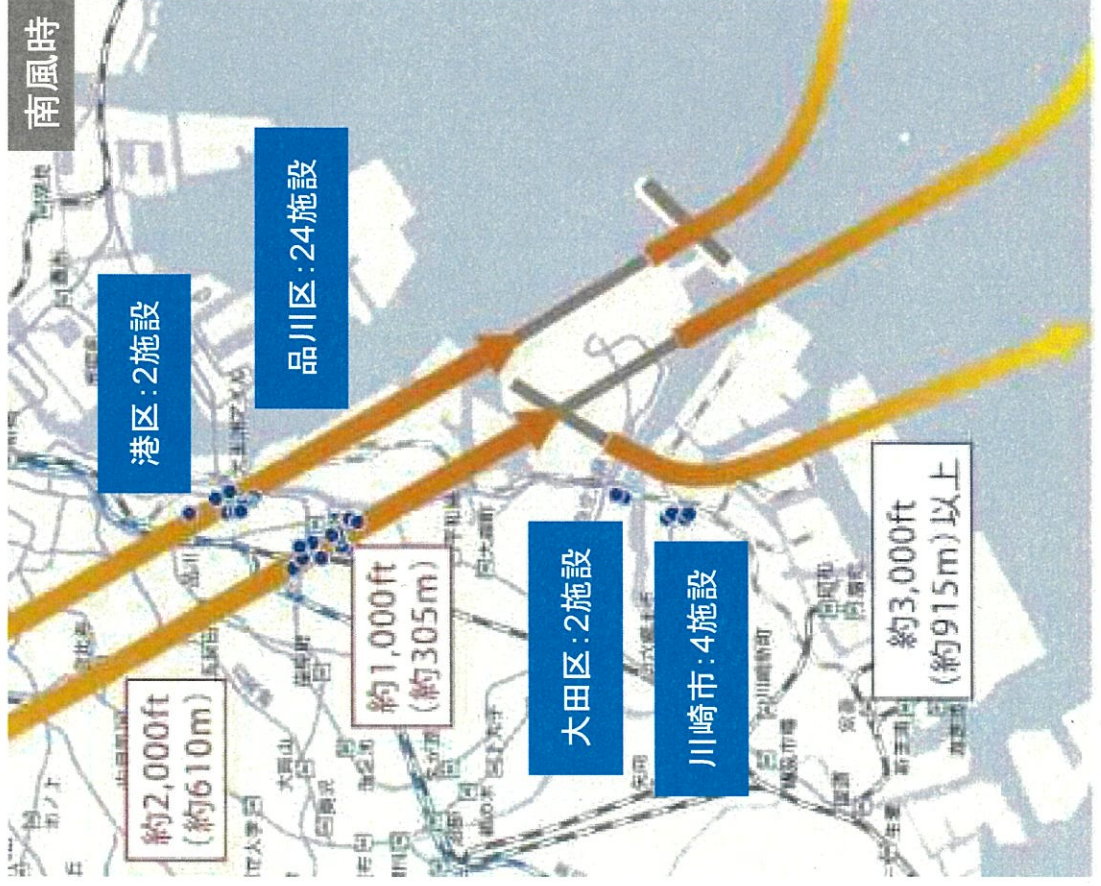
■機材制限

4発機(B747、A340等)を制限する。

(参考) 2019年夏ダイヤで羽田空港に就航している国際定期路線のうち4発機(B747)を導入している路線
羽田-シドニー(カンタス航空)、羽田-フランクフルト(ルフトハンザ航空)、羽田-バンコク(タイ航空)

- 教育施設等について、防音工事の補助の対象となり得る施設を特定するための調査を実施した。
- その調査結果より、法律※に基づく学校等の騒音防止工事の補助が可能となる施設は、32施設を見込んでいます。補助の申請は随時受付中であり、施設管理者の意向により対応することとしている。

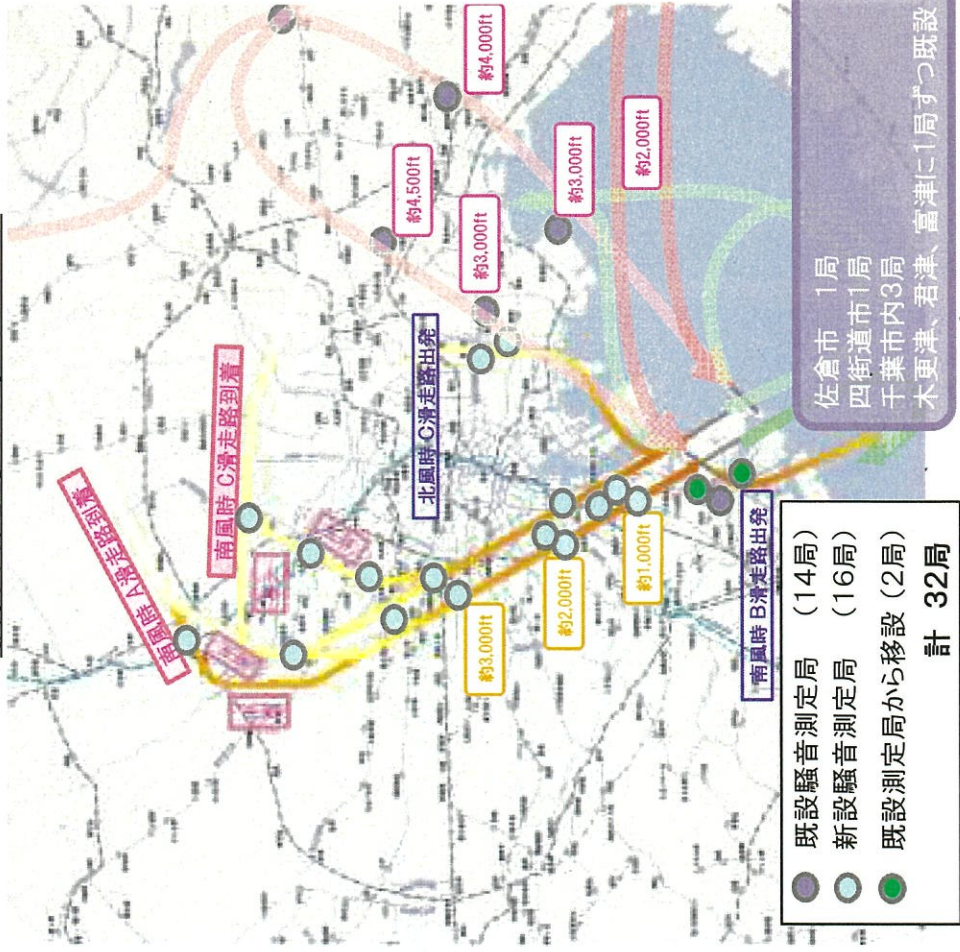
※「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」



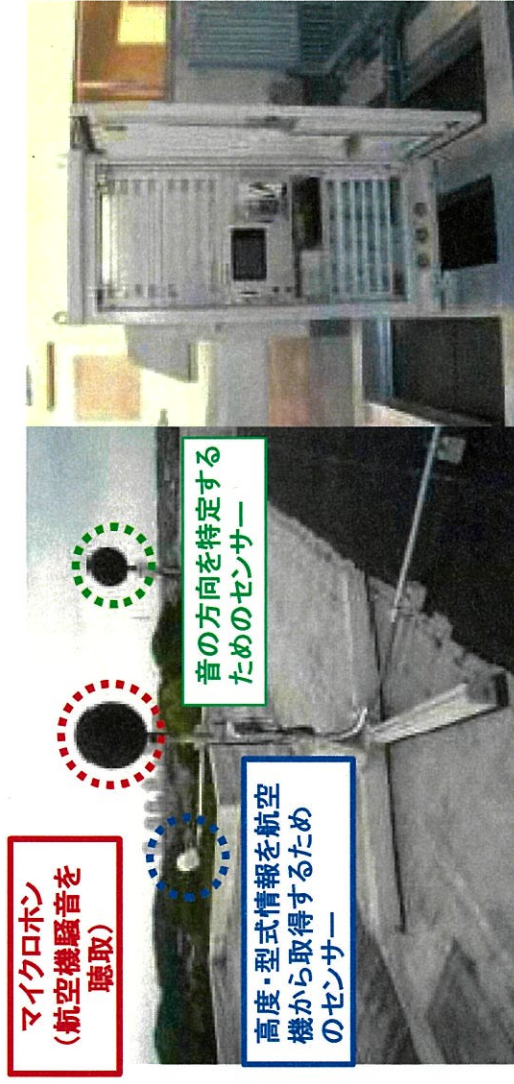
※荒川出発経路については、調査実施中。

- 騒音の実態把握や情報提供のため、航空機の騒音を常時モニタリングする騒音測定局について、既設の16局の測定局に加え、新たな飛行経路下に増設を計画。
- きめ細やかな情報提供に関する地元要望を受け、これまで計画していた**新設10局の増設を16局へ**。また、ハミングバード廃止に伴い、既設16局の測定局から**2局を移設**。**(測定局は既設16局から → 32局へ)**
- 設置箇所について、現行飛行経路並の広範な地域への対応及び好天時と悪天時の両飛行経路の設定等を考慮し、**東京都内の13区、川崎市、さいたま市及び川口市に設置**。

騒音測定局の配置イメージ



騒音測定局(屋上設置イメージ)



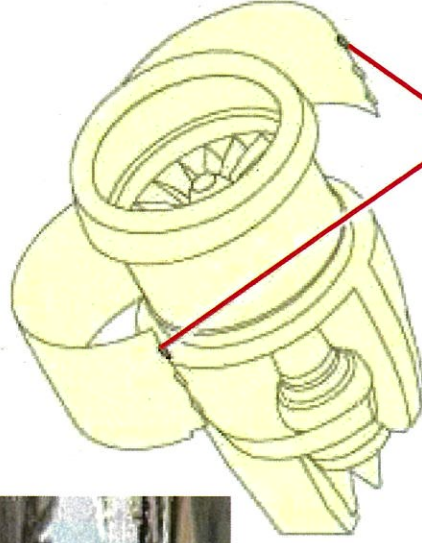
新飛行経路の運用開始後は、設置した騒音測定局を用いて航空機の騒音を常時モニタリング

飛行コース公開ホームページ等での公開や自治体の求めに応じるなどにより、**測定された騒音の状況を情報提供**。

○平成30年9月に策定された部品等脱落防止措置に関する技術基準について、以下のように技術的対策を追加予定

(例1)エンジンカウルにおける改良型固定部品への交換

○エンジンカウルの固定不良を防止するため、カウルの固定部品を改良型のものに交換



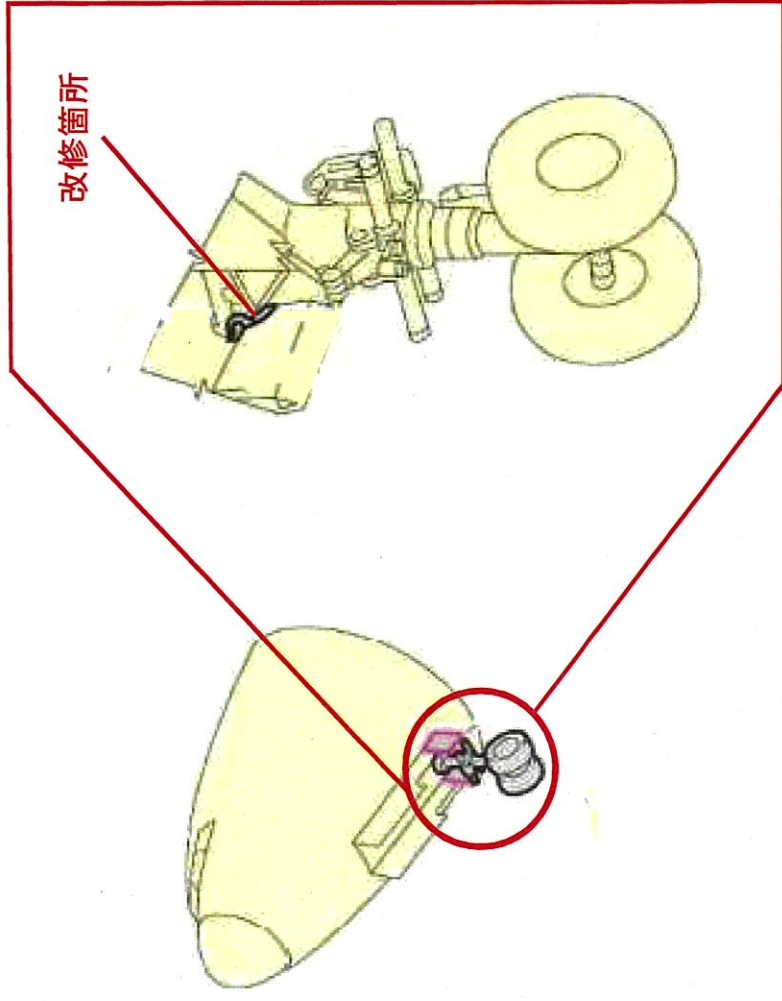
改修箇所



改修箇所

(例2)主脚ドアにおける改良型固定部品への交換

○主脚ドアの脱落を防止するため、ドアの固定部品を改良型のものに交換



改修箇所

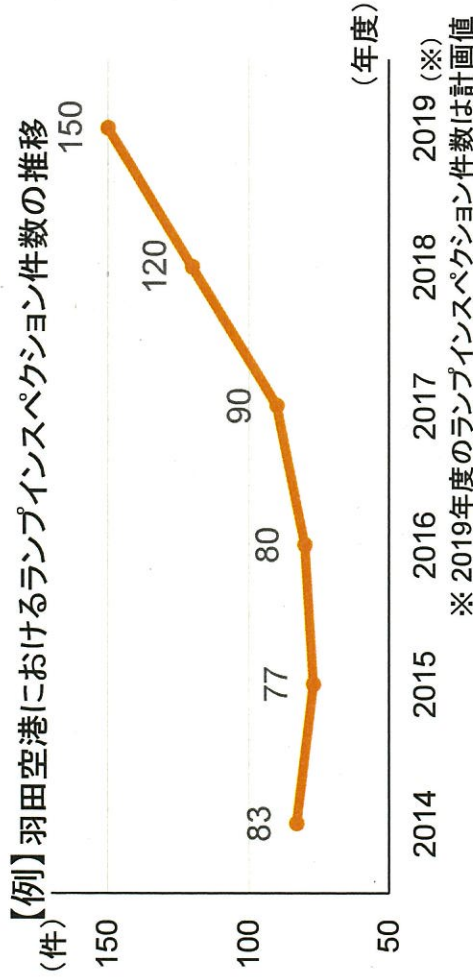
今後も引き続き、必要に応じて対策を追加していく。

落下物対策に関する情報提供の充実

○落下物対策に関する取組について、ホームページ等を通じて定期的に情報を提供していく。

駐機中の機体チェック・ランプインスペクションの取組状況

駐機中の機体チェック等の取組状況について情報提供していく。



ランプインスペクション：我が国に乗り入れている外国航空機に対する立入検査

航空会社の取組状況

落下物防止に向けた航空会社の取組状況を情報提供していく。

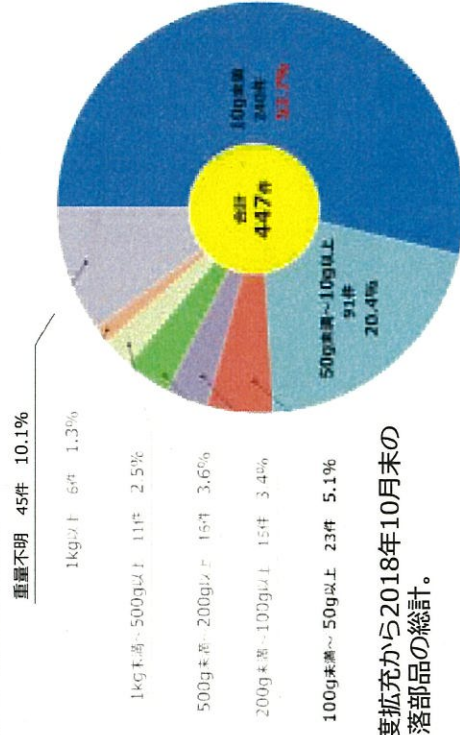
【例】 脱落しやすい部品のポスター掲示による整備士等への注意喚起



落下物・部品欠落の件数等

落下物・部品欠落の件数等について情報提供していく。

【例】 部品欠落の発生状況



2017年11月の制度拡充から2018年10月末の間で報告された欠落部品の総計。

部品欠落：空港到着後の機体チェック等で部品が無くなっていることが確認されたもの
落下物：落下した部品又は氷塊が空港以外の場所で発見されたもの

○ できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。

住民への説明

2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。

※説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、関係自治体と調整。

また、要望に応じ、パネルの展示、説明員による説明の機会を設定する。



オープンハウス型説明会



パネル展示

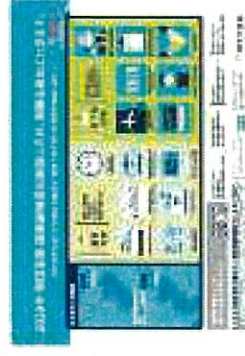
住民からの相談窓口の充実

運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知を図る。



適時適切な広報

飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、折り込みチラシなどさまざまな手法で広報を実施。



自治体向けの情報提供の充実と運航開始後の枠組み

○ さまざまな手法により自治体職員に対する情報提供の充実を図るとともに、運航開始後における関係自治体との情報共有や意見交換の場を設定する。

イレギュラーな運航発生時の情報提供

東京都及び経路下となる13区に対し、先行して、安全確保のために必要な着陸復行などのイレギュラーな運航発生時、「便名又は便数、時刻、運用、滑走路、理由」を速報。
また、発生翌日に、前日の実績を一覧にして情報提供。

新飛行経路の運用開始後も、新飛行経路に関する同様の情報提供を実施予定。

(例)

便名又は便数:ABC252(B772)

運用:北風運用

理由:風の影響

時刻:14:16頃

滑走路:A滑走路 左旋回

自治体職員向けの研修等の充実

現在行っている自治体職員向けの勉強会や研修会の充実を図る。

航空会社による情報提供・説明の充実

航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による自治体職員に対する情報提供や説明の充実を図る。

運航開始後の枠組み

新飛行経路開始後において、各自治体との間での情報共有や意見交換を行う場を設定することとし、その形式や構成員については、今後関係自治体と調整を図る。

羽田空港機能強化に向けたプロセス

